

熊本県立熊本かがやきの森支援学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立熊本かがやきの森支援学校内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定める。

2 カメラの設置目的

カメラは、児童生徒の安全管理及び防犯のために設置する。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数

カメラは、熊本県立熊本かがやきの森支援学校の正門・西門及びバス停通用門に、各1台ずつ設置する。

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画する。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）はハードディスクに保存し、管理責任者が施錠できる事務室内で保管する。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪捜査等のために特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て保存期間を延長することができる。この場合、延長理由を明示し、その旨を書面に記録する。

(3) 画像の閲覧等

画像の再生又は閲覧は、異常を認知したとき若しくはそのおそれがあると管理責任者が認めたときとし、その場合、次に掲げる者以外は、再生又は閲覧できない。

校長、教頭、事務長、その他校長が特に必要と認めた者。

(4) 記録簿

画像の再生又は閲覧をしたときは、その日時、氏名、目的、内容を記録簿に記載する。

(5) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去する。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域内に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年12月1日から施行する。